

## 「共通の選定基準」と「生物分類群毎の選定手順等」

### 1. 2つの基準

平成 13 年度の『日本の重要湿地 500』では、「全生物分類群に共通の選定基準」と、「生物分類群毎の選定手順と留意事項」の 2 つの基準がある。生物分類群毎の手順等は、共通の選定基準を補うものである。（出典：第 1 回検討会「資料 1 - 3」）

### 2. 共通の選定基準

基準の正確性を高めるため、以下の 3 点について改訂する。

（基準 3 における外来種に関する記述については、注意書きとして付記。）

- （1）基準 1：「水田地帯」等を含む表現とするため
- （2）基準 4：表現の適正化のため
- （3）基準 5：底生動物等でのケースを踏まえて追加

選定基準	内容
基準 1	湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁等のうち、生物の生息・生育地として典型的または相当の規模の面積を有している場合
基準 2	希少種、固有種等が生息・生育している場合
基準 3	多様な生物相を有している場合
基準 4	特定の種の個体群のうち、相当な数の割合の個体数が生息する場合
基準 5	生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場、繁殖場等）である場合

（出典：<http://www.sizenken.biodic.go.jp/wetland/>）

※基準 3 について、国外外来種、国内由来の外来種及び他地域に生息・生育し遺伝的形質の異なる同種の生物の導入による遺伝的かく乱が、生物多様性を低下させている点に留意すること。

### 3. 生物分類群毎の選定手順と留意事項

「生物分類群毎の選定手順等」は、担当検討委員と事務局が調整のうえ、決定した

以上